

東村山市安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 27 年 6 月 4 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

東村山市安全・安心まちづくり条例（平成 17 年東村山市条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地域における見守りの充実を図り、防犯のための環境の整備に関する施策を推進するため、本案を提出するものであります。

東村山市安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

東村山市安全・安心まちづくり条例（平成17年東村山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改める。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（防犯のための環境整備）

第6条 市は、地域における見守りの充実を図るため、防犯のための環境の整備に関する施策を推進するものとする。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

東村山市安全・安心まちづくり条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(目的)

第1条 この条例は、市民の安全を確保するために東村山市（以下「市」という。）の区域における防犯対策に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市及び市民等（市民、事業者及びボランティアをいう。以下同じ。）の連携及び協力のもと、安全で安心なまちづくりを推進することにより、すべての市民が安心して生活することができる社会の実現を図ることを目的とする。

(防犯のための環境整備)

第6条 市は、地域における見守りの充実を図るため、防犯のための環境の整備に関する施策を推進するものとする。

(特別防犯対策地域の指定)

第7条 市長は、市内で犯罪が多発している地域があると認めるときは、第10条に規定する安全安心まちづくり連絡会（次条において「安全安心連絡会」という。）の意見を聴いて、その地域を特別防犯対策地域に指定することができる。特別防犯対策地域の指定を解除する場合も、同様とする。

第8条～第11条 （略）

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

旧 条 例

(目的)

第1条 この条例は、市民の安全を確保するために東村山市（以下「市」という。）の区域における防犯対策に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市並びに市民等（市民、事業者及びボランティアをいう。以下同じ。）の連携及び協力のもと、安全で安心なまちづくりを推進することにより、すべての市民が安心して生活することができる社会の実現を図ることを目的とする。

(特別防犯対策地域の指定)

第6条 市長は、市内で犯罪が多発している地域があると認めるときは、第9条に規定する安全安心まちづくり連絡会（次条において「安全安心連絡会」という。）の意見を聴いて、その地域を特別防犯対策地域に指定することができる。特別防犯対策地域の指定を解除する場合も、同様とする。

第7条～第10条 （略）